

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和3年（2021年）6月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故21件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--------------------------------------|---|----------|
| 1 | 令和2年10月12日 札幌市北区 株式会社ILU | 令和2年9月29日、札幌市中央区南3条西1丁目において、本市の教育業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの（番号8と同一の事故） | 421,900円 |
| 2 | 令和2年12月20日 江別市在住者 | 令和2年5月9日、札幌市白石区東米里において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 22,858円 |
| 3 | 令和3年1月7日 札幌市豊平区 モス物流プランニング株式会社 | 令和2年6月7日、札幌市南区澄川5条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したもの | 896,522円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|------------------------|---|----------|
| 4 | 令和3年1月13日 札幌市北区在住者 | 令和2年12月6日、札幌市北区新琴似3条12丁目において、本市が管理する公園で遊んでいた相手方の子らの衣服が、当該公園の遊具に付いていた潤滑油が付着したことにより汚損したもの | 2,750円 |
| 5 | 令和3年1月21日 札幌市豊平区在住者 | 令和2年12月17日、札幌市豊平区美園5条5丁目において、本市が管理する道路から民有地に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの | 36,300円 |
| 6 | 令和3年1月29日 札幌市白石区在住者 | 令和2年12月22日、札幌市豊平区平岸5条18丁目において、市立高等学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、校舎から落下した氷により損傷したもの | 18,051円 |
| 7 | 令和3年1月31日 札幌市西区在住者 | 令和2年12月28日、札幌市西区発寒5条3丁目において、本市の税務用のリース車と相手方の自動車が接触し、相手方が負傷するとともに、当該自動車が損傷したもの | 117,992円 |
| 8 | 令和3年2月8日 札幌市豊平区在住者 | 令和2年9月29日、札幌市中央区南3条西1丁目において、本市の教育業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、相手方が負傷したもの（番号1と同一の事故） | 789,492円 |
| 9 | 令和3年2月8日 札幌市厚別区在住者 | 令和3年1月25日、札幌市厚別区厚別中央1条5丁目において、本市の業務用の自動車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの | 3,124円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--------------------------------|---|----------|
| 10 | 令和3年2月10日 江別市在住者 | 令和2年10月7日、札幌市白石区中央2条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 21,830円 |
| 11 | 令和3年2月19日 札幌市西区在住者 | 令和3年1月27日、札幌市手稲区前田7条13丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、校舎からの落雪により損傷したもの | 126,742円 |
| 12 | 令和3年2月24日 札幌市白石区在住者 | 令和3年1月20日、札幌市白石区北郷1条5丁目において、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの | 339,218円 |
| 13 | 令和3年3月3日 札幌市北区在住者 | 令和3年1月21日、札幌市北区屯田5条4丁目において、市立小学校の職員が、相手方の子のスキーの金具を取り付けようとした際に、誤って当該スキーを損傷したもの | 12,540円 |
| 14 | 令和3年3月12日 札幌市西区 東邦交通株式会社 | 令和3年3月5日、札幌市中央区大通西19丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの | 38,708円 |
| 15 | 令和3年3月18日 小樽市在住者 | 令和2年8月12日、札幌市北区北18条西2丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該中学校の部活動中に誤って飛んだバットにより損傷したもの | 781,774円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--|--|----------|
| 16 | 令和3年3月18日 札幌市手稲区在住者 | 令和3年2月23日、札幌市手稲区前田1条10丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って停車中の相手方の自動車を損傷したものの | 5,577円 |
| 17 | 令和3年3月19日 札幌市北区 清水・伊藤・札幌 札幌駅北口改良工 事特定建設工事共 同企業体 | 令和3年2月20日、札幌市北区北7条西3丁目において、相手方の敷設した仮設アスファルト及び鋼板が、本市の消防車両により損傷したものの | 165,121円 |
| 18 | 令和3年3月23日 札幌市北区在住者 | 平成29年2月15日、札幌市中央区北7条西26丁目において、本市が設置する医療機関でランポリンを用いたリハビリ訓練を行っていた相手方が、当該ランポリンから降りる際に転倒したことにより負傷したものの | 104,380円 |
| 19 | 令和3年3月30日 札幌市厚別区 共同交通株式会社 | 令和3年3月11日、札幌市厚別区厚別中央2条6丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 25,414円 |
| 20 | 令和3年4月5日 札幌市厚別区在住者 | 令和2年11月8日、札幌市厚別区もみじ台東2丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒し、負傷したものの | 10,356円 |
| 21 | 令和3年4月13日 札幌市白石区 総建ダクト株式会 社 | 令和3年3月8日、札幌市豊平区平岸3条15丁目において、本市の救急車両が、停車中の相手方の自動車を接触し、当該自動車が損傷したものの | 100,265円 |

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故2件について、次のとおり和

解する。

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 和解の概要 |
|----|------------------------------------|--|--------------------------|
| 1 | 令和3年1月11日 札幌市清田区在住者 | 令和2年11月1日、札幌市清田区平岡9条1丁目において、本市の救急車両と相手方の自動車が接触したもの | 相手方は、本市に対して、48,983円を支払う。 |
| 2 | 令和3年3月2日 札幌市西区 生活協同組合コープさっぽろ | 令和3年1月21日、札幌市南区定山溪において、本市の救急車両と相手方の自動車が接触したもの | 相手方は、本市に対して、61,072円を支払う。 |

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件1件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 事件名 | 相手方 | 和解の概要 |
|----|--|-----------|--|
| 1 | 令和3年2月18日 札幌地方裁判所 令和2年(ワ)第807号 損害賠償請求事件 | 札幌市豊平区在住者 | <p>(1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として、11万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務関係も存在しないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p> |